

【質問及び回答（令和5年5月22日時点の受付分）】

調達件名：手稲山プロモーション事業企画立案及び実証実験イベント実施業務

受付日	番号	質問	回答
5月16日	No. 1	委託者が提供するプロモーション素材（VR素材及び動画）とは、手稲区役所ホームページに掲載されている「ていねやまプロモーション動画」の他にどのような素材があるのか。	委託者が提供するプロモーション素材は、手稲区役所ホームページ及び札幌市公式YouTubeチャンネルで公開されている「ていねやまプロモーション動画」のほかに、VR素材があります。VR素材は、希望する場合のみ提供しますので、希望する場合は、電子メールにて手稲区地域振興課へご連絡ください。
	No. 2	イベントの実施に当たり、スポンサー企業による協賛を募ることは可能でしょうか。 ※集めた協賛金は事業費として使用します。	今年度のイベントは、次年度以降に実施するプロモーション事業の「実証実験」と位置づけており、次年度以降に継続することが難しいため、協賛を募ることはできないものとします。なお、次年度以降の取扱いについては、本業務の成果として提出する企画書の中で「協賛金を募ること」などをご提案いただくことは可能です。
	No. 3	イベントの実施にキッチンカーなどの飲食店や物販の出店は可能でしょうか。 ※売上は出店者の利益となることを想定しています。	キッチンカーなどの出店は可能です。ただし、受託者において、保健所への申請やスケジュール調整などを行っていただきますようお願いいたします。また、手稲山を会場とする場合は、ヒグマなどの野生動物への対策（イベント終了後の後処理・見晴らしの良い場所を会場とするなど）を徹底していただきますようお願いいたします。なお、価格設定に際しては、仕様書3（2）イの記載に留意してください。
	No. 4	ヒアリングについて、スクリーンとプロジェクター利用による映像の使用は可能か。また、持ち込み機材により音声BGMを流すことは差し支えないか。	ヒアリング時のスクリーン・プロジェクターの利用は可能ですが、パソコンの貸出は行いませんので、提案者側でVGA端子を接続できるパソコン又はHDMIを接続できるパソコン・ケーブルをご用意いただきますようお願いいたします。また、持ち込み機材により音声BGMを流すことも可能です。

5月19日	No. 5	<p>イ 手稲山の魅力を発信する広報・PRについて（２）カにあるヒグマの生息地であることを留意したPRとなると個人で手稲山に登ることを促すようなPRにはならないと感じており、おのずと（１）アで発信するイベントのPRを通じて手稲山の活性化や知名度向上を目指すべきと思います。 2024年度～2027年度までイベントを継続的に実施する前提で広報・PRするという考え方でよろしいでしょうか？</p>	<p>手稲山の魅力を発信する広報・PRについては、ご質問のとおり、必ずしも個人で手稲山に登ることを促すPRではなく、2024年度～2027年度の間において、手稲山の魅力を発信できるイベントを継続的に実施するほか、手稲山の活性化や知名度向上を目的に、手稲山の魅力を発信できる広報・PRを行う考えになります。</p>
5月22日	No. 6	<p>イベント運営にあたり運営会社や資材提供会社などのロゴなどが会場や資材内に露出されることは問題ありませんか？</p>	<p>必要最低限の露出であれば問題ありません。 ただし、あたかも企業の広告・宣伝が目的であるかのように、ロゴなどの露出が過剰な場合は、修正していただくことがありますので、留意していただきますようお願いいたします。</p>
	No. 7	<p>イベント名に受託者や資材提供会社、協賛社などの名称を付けることは可能ですか？</p>	<p>※企業協賛については、No. 2で回答していますので、そちらをご確認ください。 手稲区が主催であるため、受託者や資材提供会社などの名称を付けることはできません。</p>
	No. 8	<p>イベントの実施にあたり企業協賛やイベントブース出展料などを募ることは可能ですか。可能な場合、収入は委託契約額から控除されますか？</p>	<p>※企業協賛については、No. 2で回答していますので、そちらをご確認ください。 イベントブース出展料などの徴収は、No. 3の回答に準じるものとし、委託料で賄いきれない場合の会場使用料の実費に充てるなど、業務履行に必要と認められる場合は可能としますが、この場合は、事前に委託者へ相談の上、許可を受けてください。 なお、収入は委託契約額から控除しませんが、受託者が委託契約額以外に利益を得ることは想定しておりませんので、ご注意ください いただきますようお願いいたします。</p>
	No. 9	<p>動画配信型イベント：アクセス数 1,000 回以上の回数には、アーカイブスによる後日配信のアクセス数も含めることは差し支えありませんか？</p>	<p>アーカイブスによる後日配信のアクセス数も含めることに差し支えありません。</p>
	No. 10	<p>企画提案書及び見積書のタテヨコ指定、ページ数に指定はありますか？（こちら自由でしょうか？）</p>	<p>タテヨコ、ページ数などの指定はありません。</p>

5月22日	No. 11	聖火台にアート作品（彫刻のようなもの）を設置可能ですか？	聖火台については、札幌市の所有物ではないため、設置に当たっては、会場となる場所の管理者又は管理法人にご確認していただきますようお願いいたします。
	No. 12	手稲区キャラクター「ていぬ」をポスター、チラシなどで使用は可能ですか？	使用申請書をご提出の上、使用することができます。 ※申請書のダウンロードは手稲区ホームページ「ていぬの部屋」をご確認ください。
	No. 13	上記「ていぬ」グッズは購入可能ですか？	在庫状況によりますが、購入は可能です。
	No. 14	「あいくる」イベントスペース、ショーウィンドウの利用は可能ですか？	可能な場合がありますので、委託者へご相談ください。
	No. 15	手稲のまちづくり（情報誌）へのイベント開催掲載は可能ですか？	「手稲のまちづくり」は広報誌ではないため、掲載はできませんが、広報さっぽろ（手稲区版）への掲載などについては、可能な場合がありますので、委託者へご相談ください。
	No. 16	ワークショップを手稲区役所内の会議室などを利用することは可能ですか？	区役所の会議室は行政利用を目的としているため、区民センター（コミュニティ施設）などの会議室をご予約の上、ご利用ください。
	No. 17	札幌市、札幌市教育委員会の後援依頼は可能ですか？	本業務は、手稲区（札幌市）の主催事業となります。 札幌市教育委員会への後援依頼は可能ですが、承認については、教育委員会の判断となります。
	No. 18	イベントの後援、協力、協賛を企業・団体などに募るの可能ですか？	企業・団体の後援・協力・協賛については、No. 2の回答に準じるものとします。 ※2023年度の実証実験イベントにおいては、受託者以外の企業や団体が金銭的負担をすることは想定していません。